

自動車ユーザーの皆様へ

車検切れにはご注意を!

公道で車を走らせる時は、必ず定期的に車検を受けなければなりません。車検が切れた車で公道を走ると罰則があります。また、自賠責が切れた車で走ることにも罰則があり、車検と自賠責の両方が切れている場合にはさらに重い罰則があります。有効期間・保険期間にはご注意ください。



車検が切れた車で公道を
走行したときの罰則

6ヶ月以下の拘禁刑
または30万円以下の罰金

自賠責が切れた車で公道を
走行したときの罰則

1年以下の拘禁刑
または50万円以下の罰金

車検と自賠責の両方が切れて
車で公道を走行したときの罰則

1年6ヶ月以下の拘禁刑
または80万円以下の罰金



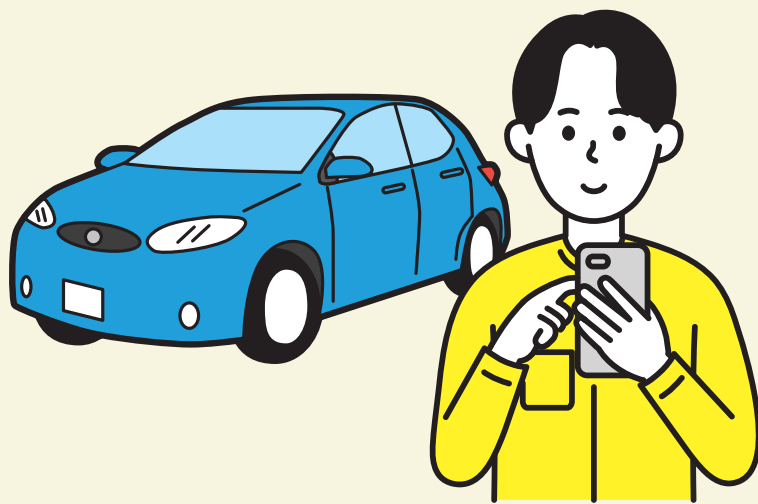
検査標章や車検証閲覧アプリで 車検の有効期間を確認しましょう。

2023年1月※より自動車検査証（車検証）が電子化されており、車検証閲覧アプリを使用することで有効期間等が確認できます。また、有効期間が近づいた時にお持ちのスマートフォンに通知する機能もありますので、ぜひご活用ください。

※軽自動車は2024年1月より電子化開始



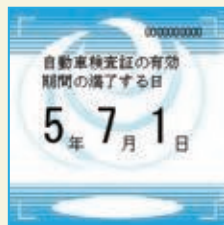
車検証閲覧アプリ



車検証情報はアプリで確認



検査標章



イメージ

アプリのインストールはこちらのQRコードから行えます。

自賠責についてはこちら

※アプリはWindows PC用アプリ、モバイルアプリがございます。

詳細は特設サイトよりご確認ください。
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

電子車検証特設サイト



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>

